



## 安全データシート

作成日：1993年04月01日

改訂日：2016年07月01日

[SDS No. 2-7]

### 1. 化学品及び会社情報

#### 化学品の名称

製品名 : エレファクス調整液  
L P - 3 H

#### 会社情報

会社名 : 岩崎通信機株式会社  
住所 : 東京都杉並区久我山1-7-4 1  
担当部門 : 第一営業本部 第一営業部  
電話番号 : 03-5370-5476  
F A X番号 : 03-5370-5494  
緊急連絡電話番号 : 03-5370-5476  
推奨用途及び使用上の制限 : 調整液

### 2. 危険有害性の要約

#### G H S 分類

下記に記載が無い項目は、「分類できない」あるいは「分類対象外」

物理化学的危険性 : 引火性液体 区分 3

健康に対する有害性 : 吸入性呼吸器有害性 区分 1

環境に対する有害性 : 水生環境有害性（長期間） 区分 2

#### ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 引火性液体及び蒸気  
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
長期継続的影響によって水生生物に毒性

#### 注意書き

安全対策 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。

	容器を密閉しておくこと。
	容器を接地すること/アースをとること。
	防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
	火花を発生させない工具を使用すること。
	静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
	環境への放出を避けること。
応急処置	: 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 火災の場合:消火するために水噴霧、泡、ドライ・ケミカルあるいは、炭酸ガスを使用すること。 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。 無理に吐かせないこと。 漏出物を回収すること。 環境への放出を避けること。
保管	: 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 施錠して保管すること。
廃棄	: 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

#### 他の危険有害性

物理化学的危険性	: この物質は、着火源となる静電気を蓄積する可能性がある。この物質は蒸気を発生し、速やかに燃焼性混合物を生成することがある。また、蓄積した蒸気は、もし着火した場合、燃焼もしくは爆発する恐れがある。
健康有害性	: 軽度の皮膚刺激。また、眼、鼻、喉及び、肺への刺激の可能性がある。
環境有害性	: 追加すべき危険はない。

#### 重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

---

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

#### 組成及び成分情報

化学名又は一般名	C A S 番号	官報公示 整理番号	濃度又は濃度範囲 (wt%)
水素化精製重質ナフサ(石油)	64742-48-9	(9)-1690	90~100
ノナン	111-84-2	(2)-9	1~5

---

#### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していくと容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。
- ※眼や皮膚刺激が続いた場合、気分が悪い場合、飲み込んだ場合、ばく露又はばく露の懸念がある場合は、直ちに医師の診断/手当てを受けること。

予想される急性症状 :

情報なし

遅発性症状の最も重要な徴候症状 :

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

応急措置をする者の保護 :

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項 :

経口摂取した場合、本物質は肺まで吸引され、化学物質による肺炎が起こることがある。適切に治療する。

---

#### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 噴霧水、泡、ドライ・ケミカル、炭酸ガス。
- 使ってはならない消火剤 : 直接の水噴射
- 特有の危険有害性 : 蒸気は可燃性で空気よりも重い。蒸気は地面を移動して遠方の着火源に到達し、逆火の危険を起こすことがある。有害物質である。消防士は第8項で示したような保護具の使用を検討する。
- 有害な燃焼生成物 : 煙、煙霧、不完全燃焼時の生成物、炭素酸化物
- 特有の消火方法 : その現場から避難させる。消火剤やその希釀剤が、水路、下水、あるいは上水道へ流入することを防ぐ。消防士は、標準の防護装備を使用し、建物内部やタンク内等では内蔵型呼吸機（S C B A）を用いる。火にさらされた表面を冷却したり、人を守るために噴霧水を使用する。
- 消防を行う者の保護 : 消火作業では、適切な保護具を着用する。

---

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

	: 関係者以外の立ち入りを禁止する。
	作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に関する注意事項	: 周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	: すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。漏洩物を取り扱うとき用いるすべての設備は接地する。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。危険でなければ漏れを止める。漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。洗浄済の防爆型資器材で、吸収された物質を集める。
二次災害の防止策	: 安全に対処できるならば着火源を除去すること。万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

: 皮膚との接触をさける。滑りによる事故防止のため、少量のこぼれ、洩れを避けること。この製品は、電気スパーク（点火源）が起きるかもしれない静電気を蓄えることができます。適切なアースや接地処置をおこなうこと。しかしながら、アースと設置が、静電気蓄積からの危険回避をできないこともある。

### 技術的対策

: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

### 安全取扱注意事項

: 取扱い後はよく手を洗うこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を接地すること。アースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質は蒸気を発生し、速やかに燃焼性混合物を生成することがある。

蓄積した蒸気は、もし着火した場合、燃焼もしくは爆発する恐れがあ

る。

この物質は、着火源となる静電気を蓄積する可能性がある。

反復して暴露すると、皮膚の乾燥またはひび割れの原因となることがある。

過度にばく露すると眼、皮膚あるいは呼吸器系に刺激を与えることがある。

接触回避 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

衛生対策 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

#### 保管

技術的対策 : 例えれば貯蔵用容器など、容器の選定により静電気の蓄積や放電が起こることがある。容器を閉じておく。容器を注意深く取り扱う。内圧が高まっている場合にそれを逃すため、ゆっくりとフタを開ける。容器を冷所で、換気の良い場所に貯蔵する。

混載禁止物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管条件 : 直射日光を避け、冷暗所に保管する。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

その他、消防法の定めるところによる。

安全な容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

不適切な材料 : 天然ゴム、ブチルラバー、エチレンプロピレンゴム、ポリスチレン。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない

許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）：

物質名	形態	許容値／規格			注意事項	出典
ナフサ(石油類)、 (水素化処理 重質)	蒸気	RCP-TWA	1200 mg/m <sup>3</sup>	196ppm	全炭化 水素類	エクソモービル
ノナン	—	TWA	1050 mg/m <sup>3</sup>	200ppm	—	日本 OEL-JSOH
ノナン	—	TWA	—	200ppm	—	ACGIH 2012

注：許容濃度／基準値は目安として示されている。適用される規制に従う。

設備対策 : 取扱いについては全体換気装置または局所排気装置を設置した場所で取扱う。

防爆型換気装置を使用する。

取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

#### 保護具

呼吸用保護具 : 適切な呼吸器保護具を着用すること。

	(半面型フィルター呼吸器 有機ガス用吸収缶が推奨される。)
手の保護具	: 適切な保護手袋を着用すること。 (ニトリル又はバイトン製耐化学薬品性手袋が推奨される。)
眼の保護具	: 適切な眼の保護具を着用すること。 (側面シールド付き保護眼鏡が推奨される。)
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。 (耐化学薬品/耐油作業衣が推奨される。)
衛生対策	: 本物質を取り扱った後、手を洗ってから飲食や喫煙をするなど、常に個人で適切な衛生的措置を続ける。汚染物質を取り除くために定期的に作業着と保護具を洗濯する。洗濯できない汚染された衣類及び靴などは廃棄する。確実な備品管理を実施する。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

物理的状態	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: 無臭
臭いの閾値	: 情報なし
融点・凝固点	: 情報なし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 153°C (307° F) – 180°C (356° F)
引火点 [試験法]	: > 40°C (104° F) [ASTM D-56]
蒸発速度	: 情報なし
燃焼性	: 情報なし
燃焼範囲の上限・下限	: 上限 : 5.6 下限 : 0.7 (おおよその空気中の容量%)
蒸気圧	: 0.195 kPa (1.46mmHg) @20°C
蒸気密度(空気=1)	: 5 @101kPa [計算値]
比重 (@ 15.6°C)	: 0.749
溶解度	: 水に不溶
自然発火温度(発火点)	: 365°C (689° F)
粘度	: 1.21cSt (1.21 mm <sup>2</sup> /sec) @40°C 1.49cSt (1.49 mm <sup>2</sup> /sec) @25°C

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	: 通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	: 危険有害性のある重合は起きない。
避けるべき条件	: 加熱、スパーク、裸火、およびその他の発火源は避ける。
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: この物質は、常温では分解しない。

## 1.1. 有害性情報

製品の有害性情報

急性毒性：

ばく露経路	結論／備考
吸入  毒性：データ有り 炎症：データ有り	毒性が極めて低い。この物質の試験結果に基づく。 常温/通常取り扱う温度では、無視できる有害性しかない。類似構造物質の試験データに基づく。
摂取  毒性 : LD50 > 10000 mg/kg	毒性が極めて低い。この物質の試験結果に基づく。
皮膚  毒性 : LD50 > 3160 mg/kg 炎症：データ有り	毒性が極めて低い。この物質の試験結果に基づく。 長期間のばく露により皮膚に中度の刺激を与える。この物質の試験結果に基づく。
眼  炎症：データ有り	眼に、短い時間軽度な不快感を及ぼす恐れがある。この物質の試験結果に基づく。

短長期暴露による他の健康有害性：ヒトでの経験や実験データから、亜慢性、慢性の呼吸器系又は皮膚感作性、変異原性、生殖毒性、発がん性、特定標的臓器毒性（単回ばく露又は反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性その他の健康影響が予想される。

慢性的影響

：上記のばく露レベルを超える濃度の蒸気/エアゾールは、眼と気道を刺激し、頭痛、眩暈、知覚麻痺、嗜眠、意識不明を起こし、死を含め他の中枢神経系に影響することがある。粘性の低い物質を長期間および/または反復して触ると、皮膚から脂肪が除かれ、結果として痛み、皮膚炎を起こすことがある。飲み込むないし吐き出す最中に、吸引される少量の液が化学的気管支肺炎ないし肺水腫を引き起こす可能性がある。

成分化学物質の発がん性情報

：IARC(国際がん研究機関)分類のランク「1；2A；2B」  
物質の有無：該当物質なし。

## 1.2. 環境影響情報

製品の環境影響情報

生態毒性

：長期間にわたり、水生環境に悪影響を与える原因となると思われる。

残留性・分解性	: 生物分解 - 本質的に生分解性と予測される。 加水分解 - 加水分解による変性は少ないと予測される。 光分解 - 光分解による変性は少ないと予測される。 大気中での酸化反応 - 速やかに空気中で分解することが予測される。
生体蓄積性	: 情報なし
土壤中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: 情報なし
その他の環境影響 (生態学的) 情報	
VOC (揮発性有機化合物)	: 該当

### 1 3. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

#### 汚染容器及び包装

容器は、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 1 4. 輸送上の注意

#### 国内規制

##### 陸上輸送 (ADR/RIDの規定に従う)

国連番号	: 1263
品名	: 塗料又は塗料関連物質
国連分類	: 3
副次危険性	: 該当しない
容器等級	: III

##### 海上輸送 (IMOの規定に従う)

国連番号	: 1263
品名	: 塗料又は塗料関連物質
国連分類	: 3
副次危険性	: 該当しない
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 該当
IBCコード	: 該当しない

航空輸送（I C A O / I A T Aの規定に従う）

国連番号 : 1 2 6 3  
品名 : 塗料又は塗料関連物質  
国連分類 : 3  
副次危険性 : 該当しない  
容器等級 : III

**国内規制**

陸上規制情報 : 消防法、道路法に従う  
海上規制情報 : 船舶安全法に従う  
航空規制情報 : 航空法に従う

**緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号**

: 1 2 8

**特別の安全対策**

輸送前に、容器の破損、漏れ等がないことを確認する。  
転倒、落下、破損がないよう積込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
特に高温多湿の場所及び直射日光にばく露される場所に長時間放置しないこと。

---

**1 5. 適用法令**

化学物質審査規制法 : 既存化学物質  
消防法 : 危険物 第4類 引火性液体、第二石油類（非水溶性）  
労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき有害物  
（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）  
（政令番号：第330号 石油ナフサ、第432号 ノナン）  
危険物・引火性の物  
（施行令別表第1第4号）  
有機則：第3種有機溶剤等（石油ナフサ）  
（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号）  
海洋汚染防止法 : 規制対象物質  
毒物及び劇物取締法 : 非該当  
化学物質管理促進法(PRTR法) : 非該当  
船舶安全法 : 引火性液体類  
（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）  
航空法 : 引火性液体  
（施行規則第194条危険物告示別表第1）  
廃棄物処理法 : 特別管理産業廃棄物  
水質汚濁防止法 : 生活環境項目

下水道法

：下水の排除の制限

## 16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するものではありません。危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには十分注意してください。注意事項は当製品についての通常の取扱いを対象にしたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取扱い願います。

### 参考文献

N I T E G H S 分類結果一覧 (2014)

日本産業衛生学会 (2014) 許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2014) TLVs and BEIs.

日本工業規格 J I S Z 7253 : 2012、J I S Z 7252 : 2009

中央労働災害防止協会：職場のあんぜんサイト

その他関連する安全データシート